第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年5月10日(水)午	後3時00分		
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
出席委員(11名)	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
山 师 安 貝(11 石)		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
# 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第8号議案 非農地の現況証明について 第9号議案 農用地利用集積計画の決定について 第10号議案 農用地利用配分計画の策定について				
報告事項	第1号 平成30年4月定例総会に附議した農地法第5条転用事件の確認事項について 第2号 農地転用現況確認状況について			
	第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			
	第4号 認定電気通信事業者が	行う中継施設等の設置に伴う農	や地転用報告について	

日程	発 言 者	発	言の	要	N H
1 開会	事務局	ただ今より、平成 30 年度 第	2 回農業委員会の定	E例総会を開催致し	ます。農業委員の現員数
		12 名に対して、ただ今の出席委	員は、11 名でありま [*]	す。農業委員会等	に関する法律第27条第3
		項の規定に基づき、出席者が定	足数に達しておりま	すので本総会が成	立することを報告致しま
		す。開催にあたりまして長谷川会	会長からごあいさつを	を頂きます。	
	議長	長谷川会長あいさつ (中略)			
2 議事録署名委員の指名		議事録署名委員としてお二方	省名させて頂きたい	と云う風に思いまっ	すが、こちらの方でご指名
		させて頂いてよろしゅうござい	ますか?		
	委員	《全委員 異議なし》			
	議長	それではご異議無い様ですの	でこちらから指名させ	せて頂きます。1番	中村 博委員、2番 清水
		武敏委員両名の方、よろしくおり	顔いを致します。		
3 報告事項		そして、議案に入る前でござい	ハますけれども、4月	定例総会で5条転	云用の確認。そしてもう一
報告事項 第1号		つは、中間管理事業に絡む質問	らございました。そう	云った事の事務局	弱からの答弁をさせて頂き
平成 30 年 4 月定例総会に附		たいと云う風に思います。それで	ではお願い致します。		
議した農地法第5条転用事件	事務局	報告事項第1号「平成30年4	月定例総会に附議し	た農地法第5条転	云用事件の確認事項につい
の確認事項について		て」説明します。次のとおり、	平成 30 年 4 月定例総	絵会に附議した農地	也法第5条転用事件の確認
		事項について、その状況を報告	するものです。		
		(資料は資料 1)			
		土地の所在と面積は、はわい	長瀬――、地目は畑、	323 ㎡。事業計画	面は住宅用地で、一般個人
		住宅1棟と倉庫1棟でありました	E-0		
		まず、初めにお断りをさせて	頁きます。別添の資料	斗1をご覧頂けまっ	すでしょうか?
		4月総会では、本転用事件の農	農地区分を第1種農地	としておりました	たが、鳥取県農業会議の森
		井参与と協議をしたところ、農	地区分が第 3 種農地	に採れるのではな	いかとの指摘がありまし
		て、改めて確認したところ、資料	斗1の1頁と2頁のと	こおり、上水道と位	公共下水道の管が埋設され
		た道路沿道の区域で、申請地か	う周囲 500m の範囲内	7に「はわい郵便局	局」と「東郷湖羽合臨海公
		園」が在ることから、第3種農地	也と判断致しました。	鳥取県への意見書	書も第3種農地に変更して
		進達しておりますので、ご報告	させて頂きます。		

議案書に戻って頂きまして、本題の確認事項は、雨水排水の地下浸透方式による処理について であります。計画されている雨水浸透桝の規格についての技術的根拠が、申請書には明示されて いませんでしたので、申請者へ確認したところ、資料の提出がありましたので、報告します。

ご覧頂いています議案書の頁に確認事項として記載しておりますが、雨水浸透桝の規格についての技術的根拠は、社団法人 雨水貯留浸透技術協会が作成の、雨水浸透施設技術指針案に基づき決定しているものです。

別添の資料 1 の、3 頁目をご覧頂けますでしょうか?こちらは先月ご覧頂きました雨水排水処理の計画図ですが、 $No. 1 \sim No. 6$ までの 6 個の「雨水桝」は、それぞれ浸透桝となっておりまして、管路末端に 600mm の雨水浸透桝が配置されています。

頁をめくって頂き4頁は、提出された雨水浸透桝のサイズの選定理由。それから参考として浸透桝の設置イメージ図を載せております。5頁目が雨水浸透桝のサイズと設置個数の決定にあたっての計算根拠資料です。下側の表の赤枠の所が転用計画で適用している計算根拠の該当箇所です。表の左側「対策雨水量」ですけれども、対策降雨強度を時間雨量 20mm、屋根の面積 120 ㎡を対策面積として計算した対策雨水量 Q1 の値は 2.16 となります。表右側の「4.設計浸透量」の所ですけれども、浸透桝のサイズを 350 として、これを 6 個設置すれば、「設計浸透量」 Q2 の値は 2.316 となりまして、「対策雨水量」 Q1 の 2.16 を上回ります。従って、雨水処理計画は必要条件を満たしているものであります。なお、4頁目に記載されていますけれども、ゲリラ豪雨等を加味して管路末端に 600mm の桝が設置されます。と云う事で 6 頁は雨水浸透桝の構造図、7 頁は管路末端の溜桝の構造図です。

以上のことから、この度の農地転用事業における雨水排水処理については、技術指針の条件を 満たす雨水処理の計画がなされているものであり、且つゲリラ豪雨も考慮した、技術指針を上回 る雨水排水計画であることを確認致しました。

5条転用事件に関する確認事項は以上ですが、4月総会の農用地利用集積計画の審議におきまして、農地中間管理事業関連の個々の出し手に対する支援である、耕作者集積協力金についての質問がありました。先月はお答え出来る手持ちの材料がありませんでしたので、回答を保留しておりましたが、これについての報告を続けてよろしいでしょうか?

はいどうぞ。

議長

事務局	では、資料 1、8 頁目をお開きください。こちらは農林水産省が出しています中間管理事業の
	機構集積協力金関係の説明資料です。先月の総会で、農地の出し手に対する支援は今もあります
	か?と云う質問がありましたが、中段の(2)「個々の出し手に対する支援」をご覧頂きますと、
	現在も継続しているものであります。
	湯梨浜町内で対象となる可能性の高い支援は、右下の「耕作者集積協力金」ですが、条件はこ
	れまで同様に、機構に農地を 10 年以上貸し付けた個々の出し手の内、交付対象者は「機構の借
	り受け農地に隣接する農地または面的集積要件を満たす原則 2 筆以上の農地の機構への貸し付
	けに協力した農業者」です。金額につきましては平成 29 年度の鳥取県暫定単価で反当り 5,000
	円です。資料9頁以降は、機構への農地の出し手等に対する支援のその他の種類、10頁~12頁
	は鳥取県の機構集積協力金の交付方法に係る指針を参考に付けておりますので、後ほど目を通し
	て頂ければと思います。
	また、湯梨浜町の農地の受け手に対する支援は、13 頁の「湯梨浜町中核的担い手農家育成奨
	励金交付要綱」で行われているものでありますけども、3年以上の権利設定を行った認定農業者
	等で、奨励金の額は 14 頁の表をご覧願います。何れの支援も産業振興課の方で所管しているも
	のであります。かいつまんでではございますけども、以上で報告を終わらせて頂きます。
議長	一括して説明をしてもらいました。まず一つ、二つと説明してもらいましたが、雨水排水の件。
	それから担い手、奨励金、交付金の制度の件。どちらも報告事項でございますので、ご質問お尋
	ねがございましたら、挙手をして頂いて発言ください。どなたかございますか?はいどうぞ。中
	村委員どうぞ。
中村委員	今この 14 頁にある、役場からの奨励金についてですね。田んぼの貸し借りの中で、借りる方
	で町外の方でも、そんなので受けられるんですかね?
事務局	はい。町外の方、基本的に今、中間管理事業を使っての貸し出し、配分で概ねやって頂いてお
	るんですけどね。受け手が町外の方について幾らか。ごめんなさい、それは申し訳ない。情報が
	あれなんですけども。
中村委員	結構荒れた田んぼをね、作ってもらえないかと云う事で、無理なお願いをすると云う事もある
	のでね。もし、遊休農地という格好でね、処理出来たら幾らか負担してあげることはできるのか
	なと思っての相談です。

事務局 はい。よろしいですか? 議長 はいどうぞ。 事務局 14 頁の表の中で、集積協力金の10アール当たりの奨励金、表の中の、文章が書いてあるんで すけども。町外の認定農業者、新規就農者に対しても権利設定年数1年につき1,000円と云う事 で。町内の方と比べたら半分になるんですけども。一応奨励金は設定がありますので、該当にな る部分があれば、それで奨励金はもらえると云う事になります。これが、言ってみれば町外の方 が平成26年から入って来て頂くような格好になりました時に、ちょっと見直しを掛けて、町外 の方でも支援が出来るようにと云う事で、変更がなされているものであります。 今、二つやり取りしているんですけども。ちょっと後先になりますけども。今、支援の方のお 議長 話が進んでおりますので、そちらの方の的を絞っていきましょうか。で、雨水桝の方はまた後で 審議したいと思います。ちょっと順序は逆になりますけども。 まずですね、皆さんに資料が分かり易いように。まず、出し手に対する支援は、湯梨浜町内、 本町はどのくらい件数があるのか?それから今の、中村委員の質問なんだけども。この集積奨励 金は、どのくらいの該当があるのか?今の実態。その辺あたりからちょっと、分からんかな?た だ交付要綱だけじゃなく、実態はどうなのか? 事務局 ごめんなさい。実態の方は産業振興課の方に照会を掛けていないものですから、ちょっと分か らないんですけども。 このあいだの、先回の質問においては、出し手に対する質問でなかったかと云う風に思うんだ 議長 けども。その辺はもうちょっと詳しくお願いします。 別添資料1の8頁。赤い線を引いたりしておるものが8頁なんですけども。これは農林水産省 事務局 が出している、大本の事業名。機構集積協力金と云う支援の事業ですけれども。先ほどもお話し しましたけども、ここの出し手ですね。出し手に対する支援と云うのが現在もございます。制度 が出来た当初は1反当り20,000円と云う事でなっておりましたけれども。現在、平成29年度現 在の鳥取県の暫定単価と云う事で1反当り5,000円と云う風な金額でなっておりまして。制度は 今でもあるんですけども。基本的に、まず条件、大前提として、機構に農地を 10 年以上貸し付 けた出し手の方が、まずは対象になるんですけども。その内で、機構の借り受け農地に隣接する 農地または面的集積要件を満たす、原則2筆以上の農地の機構への貸し付けに協力した農業者と

云う事になりまして。これは毎月毎月利用集積計画、或いは利用配分計画と云う様な事で、農業委員会の方でも審議頂いていますけども。それ、決定されたものに基づいて、産業振興課の方で対象になる場所、ならない場所、と云うのを確認をしたうえでですね、交付対象になるようであれば協力金が支払われると云う様な形であります。ですので、必ずしも 10 年以上貸し付けたら、全部対象になってお金が貰えると云うものではなくて、当然に、担い手農家に集積をして行くことが出来た農地についてが対象になると云う事になって来るので。必ずしも支援の対象になる、或いはならないと云うことが出て来るものであります。

何れにしましても、こう云った出し手に対しての支援と云うのは、継続して行われていると云 うところがポイントになりますね。

しかし、湯梨浜ではこう云う実態は無いだろう。あるか?

場所場所に応じて、ある所もあります。結局、大規模にやってくださっている担い手さんの面積が、段々に増えて来ておりますので。自動的に隣接する可能性も高くなって参ります。要するに、今借りてるんだけども、そのすぐ隣を、また、出し手の方が10年以上貸し出しますよと云う事で。その隣をやっていた人が、じゃあそこ引き受けますわ。と云う事になったら、それは対象になりますものですから。だから逆に言えば、10年以上貸し付けさえすれば、可能性が高くなると云う事ですよね。いっぱい作ってくださってるので。

はい。ここまででお尋ねはありますか?分かり難いんだ。私はそもそも出し手への支援交付と 云うのは、これは都市型の農業の分でないのかなと云う風に、前々から思ってたんです。都市近 郊型の。だからああ云った所が農地の出回りが少ないと云う風な事で、そう云った所から政策が あると云う風に思ってたんだけども。この辺りでもあるんだね。

制度は一律です。

制度は一律。

会長がおっしゃられたように都市型。と云うよりは、それこそ一人親方の意識が強すぎて、人には貸してやらんと云う様なんで、なかなか担い手に集積が進まない様な場所に対しての、もっと預けてくださいなと云うのを奨励するための制度ですので。なんて云うんですかね。小規模な農家さんが、一生懸命自分ちのを作っておられるのは、それはそれで頑張って頂いて良いんだけども、出来るだけ沢山作っている人に預けて頂いて、水稲耕作のコスト自体を下げて、産業とし

議長 事務局

議長

事務局 議長 事務局

て成り立つ様な方向に持って行きたいと云うのが、国の狙いでございまして。なかなかにね、農 地を人に預けると云うのは、湯梨浜町内、特に羽合の田んぼとかは、ずいぶん気持ちが変わって 来たので、貸付とかと云うのも気持ちの敷居が低いとは思うんですけども。農業どころ。それぞ れが一生懸命大事に作っておられた所と云うのは、人に貸したくないと云う気持ちの方が強い所 が、多分にまだまだあると思うんです。で、そう云った所がまあ、ターゲットであると、そう云 う制度になっております。 議長 はい。この件については、まあ、きりがありませんので、この辺りで締めたいと思いますけど も。えーっと、質問者の河井さん。どうです、お分かりになりましたか? 河井推進委員 この件で、何か聞き難いし、分からない点があるんだけど。聞いたのはね、結局中間管理機構 に出した場合、それが出るのか?一般に出した場合、中間管理に出した場合、出るのかと云うの を聞いたと思うんです。それに対して、こう回答が出てるけど、ちょっと読み難いし、分かり難 いなと思って。経営転換協力金って、誰かが「もう自分は百姓を引退するんだ」って中間管理機 構に出したら、30万、50万、70万、こう書いてあります。その金額がどう云う具合になってい るかと聞いたと思うんです。意味わかるかな?一般に出したら出ないし、中間管理機構に出した らもらえると。これはおかしいでないかと云う話で、どう云う事になっているかと聞いたと思う んです。 議長 いわゆる白紙委任だな。全権委任と云う事で、そう云った姿勢を持てる人だけが、やっぱりそ の交付対象になる。あまり少ないと思うけど、湯梨浜には。そう云った人は。 事務局 よろしいですか? 議長 はいどうぞ。 経営転換協力金と云うのは、自分が経営していた農地を概ね全部預けて、中間管理機構に預け 事務局 て、自分は農業はもうやりませんよと云う、そう云う事です。で、経営していた農地を全部とな ると、平場の田んぼしか経営していない人であれば出来るんですけども。大概、山とか持ってお られて、山畑とか。そう云う所も含めて貸し出すと云うのは、現実的じゃないので。湯梨浜町で はちょっと、合致できる人と云うのは極々少数ではなかろうかと云うものでございます。 山本正義推進委員 良いかな? 議長 どうぞ。

	山本正義推進委員	今のをちょっと聞いていれば、羽合の方で。舎人なんかで出した場合はどうなんだろう?結局
		田んぼが段々荒れちゃっうので、そう云ったのでも機構に出して。もらえるかな?
	事務局	機構にまず 10 年以上貸し付けをすると云う事ですけども、湯梨浜町の場合はね、引き受け手
		があって初めて、じゃあ中間管理事業に乗っけようか。と云うやり方をしております。のべつ幕
		なし、それで中間管理機構に預けると云うのは可能なんですけれども、引き受け手が3年経って
		も無かったら、出し手にお返ししますと云う事で、帰って来ちゃう訳ですよね。で、なお且つ此
		処の耕作者集積協力金と云うのは、「借受農地に隣接する農地」と云う事で、借り受け。「現に耕
		作者がありますよ。引き受け手がありますよ。」と云う農地の隣。と云うのがそもそも対象にな
		る。ですので、借手の無い農地をいくら機構に貸し出しても、お金を貰えるような、協力金をも
		らえる様な対象にはならないと云う事になってしまいます。
		もちろん、仮に谷間の田んぼであっても、耕作者があって一生懸命やっていると云う事で。頑
		張っておられる所の隣を出しますよ。と云う事であれば対象にはなるんですけども。ちょっと今
		の段階ではね。難しいと云う話になります。
	議長	じゃあ、まあ、この制度があるんだけども、なかなか本町については該当する方が少ないよと
		云う事で、返して頂いて。この辺で締めさせて頂いてよろしいですか?この件は。
		それでは今度は、雨水桝の件、お尋ねがございましたらどうぞ。よろしいですか?無い様でご
		ざいますので進行させて頂きます。
4 議事		それでは議案に入ります。それでは議案第6号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
議案第6号		て」を審議致します。それでは説明をお願い致します。
農地法第3条の規定による許	事務局	議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法
可申請について		第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可すること
		について、本委員会の議決を求めるものです。
		番号 1 譲受人は宮内●●、譲渡人は 北福●●、土地の所在大字北福——、地目は台帳・現
		況とも畑、利用状況 畑、面積 385 ㎡、贈与による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 983
		アールです。
		番号 2 譲受人は 倉吉市●●、譲渡人は長江●●、土地の所在大字長江――、地目は台帳・
		現況とも田、利用状況 田、面積 1,180 m²で、売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積

は3,751アールです。 番号1と番号2の何れも、譲渡人が農地の処分を希望していたところ、それぞれ、引き受け手 と話がまとまったものでございます。以上、申請につきましては、農地法の下限面積を満たすも のであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。 議長 はい。説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございま すか? 河井推進委員 それなら、同じ質問で悪いですけど。 議長 河井推進委員どうぞ。 2番目の売買ですけど、大体どれ位だったですか? 河井推進委員 申請書にはですね、総額30万。総額。1,180㎡、ほぼ1反当りみたいな。頼まれて仕方なし 事務局 で買われた様な。 河井推進委員 良く知っている人なのでね。 事務局 欲しくて買われた分ではないですので、そこはね。 はい。と云う事でございます。その他にお尋ねはございますか?無い様でございますので、そ 議長 れでは採決を行います。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、申請どお り認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。 《全員賛成》 全員の方が替成して頂きましたので、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」につ きましては、申請どおり認めることと致します。 続きまして議案第7号、「農地法第5条の規定による許可申請」について審議を致します。そ 議案第7号 農地法第5条の規定による許 れでは説明をお願い致します。 議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地 可申請について 事務局 法第5条第1項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについ て、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は4-1頁と別添資料2の1頁から10頁) 番号 1 土地の所在 はわい長瀬―― と、議案には書いておりませんけども、同じく はわい 長瀬――、現況地目はそれぞれ 畑、転用面積は 505 ㎡、詳しく申し上げますと、はわい長瀬――が 125 ㎡、はわい長瀬――が 380 ㎡です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅 2 棟、建築面積は 107.89 ㎡、譲受人 鳥取市 有限会社●●、譲渡人 (はわい長瀬――所有者)大字 橋津●●、それから (はわい長瀬――所有者)、■■「相続人」はわい長瀬▲▲と はわい長瀬▲▲、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は管理設道路沿道の区域です。 許可根拠規定は第3種農地につき原則許可、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公 共投資ありです。

事業内容は、一般個人住宅 2 棟、建築面積は 1 号棟が 52.17 ㎡で用地の面積は 202 ㎡、2 号棟の建築面積は 55.72 ㎡で用地の面積は 193 ㎡、それから 2 号棟進入路が 110 ㎡でアスファルト舗装するものであります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図です。別添資料 2 の 1 頁目が現地写真です。 頁をめくって頂き、2 頁目が農地区分決定の資料、3 頁目が上水道と公共下水道の管路図、4 頁目が公図、5 頁目が土地利用計画図です。

宅地が202㎡の1号地と193㎡の2号地の2区画、それから2号地への進入路110㎡の計画となっています。ちなみに土地利用計画は、現状の筆の区画とは一致していません。用地は2筆を合筆したうえで、整備後の区画形状に合わせて分筆が行われます。

6頁目が1号棟、町道側区画の建物平面図と立面図で、赤色の下水道排水と青色の雨水排水の計画が図示してあります。7頁目が2号棟、進入路奥側区画の建物平面図と立面図で、赤色が下水道排水、青色が雨水排水の計画です。8頁目が雨水排水の浸透桝構造図で、9頁と10頁目がそれぞれ1号、2号の雨水浸透算定の根拠資料です。

申請者は近年湯梨浜町と倉吉市内で手掛けた建売住宅等が好調であることから、新たな候補地を検討していたところで、今回の申請地を選定したものです。

雨水排水の処理についてですが、別添資料2の7頁と8頁にそれぞれ青色で図示してありまが、 雨水浸透桝がそれぞれ3個あって相互に管で接続する計画です。9頁と10頁目に雨水浸透の算 定根拠を添付していますが、9頁目をご覧いただけますでしょうか? 1号棟、道路辺りの区画の雨水浸透算定表ですけれども、1の「対策雨水量」の算定のI「対策降水強度」のところ、豪雨を想定した時間雨量 90mm で算定してあります。下側、4 の「設計浸透量」の算定と、5 の「設計浸透量」と「対策雨水量」の比較をご覧頂きますと、浸透桝の設置個数を 3 個とすれば、対策雨水量を上回ることとなり、計画されている雨水排水処理は、雨水浸透施設技術指針の基準を満たすものであります。10 頁目が同様に奥側の区画の 2 号棟の算定であります。

本申請の転用計画については、以上のことから、雨水排水の地下浸透処理の計画は妥当であり、 雨水による周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条 件に支障を及ぼすものではありません。

議案書に戻って頂きまして。

(資料は4-2頁と別添資料2の11頁から29頁)

番号 2 土地の所在 はわい長瀬―― と、議案書には外 2 筆と纏めていますけれども、他 2 筆は、同じく はわい長瀬――、同じく はわい長瀬―― の 3 筆で、現況地目 畑、転用面積は 777 ㎡です。詳しく申し上げますと、はわい長瀬―― が 502 ㎡、はわい長瀬―― が 117 ㎡、は わい長瀬―― が 158 ㎡です。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、建売住宅 4 棟、建築面積は 220.50 ㎡です。譲受人 倉吉市 株式会社●●、譲渡人 はわい長瀬●●、売買による所有権移転です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は駅・役場等から300m以内です。許可根拠規定は第3種農地につき原則許可、都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資ありです。

事業内容は、一般個人住宅 4 棟建築面積は 55. 25 ㎡が 2 棟で 157. 93 ㎡の区画と 158. 18 ㎡の区画、それから建築面積 54.00 ㎡が 1 棟で 158.26 ㎡の区画、建築面積 56.00 ㎡が 1 棟で 158.08 ㎡の区画、両側溝付道路、幅員 6m がございます。

住宅4区画と道路を整備する全体の事業用地は、農地転用に係る面積777㎡の他、雑種地のは わい長瀬——の130㎡を含めて、面積合計907㎡です。

農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書が添付されております。隣接耕作者はありません。

頁をめくって頂き 4-2 頁が航空写真による位置図です。赤く縁取っている所の3筆が転用申請 に係る場所で、その右側に黒っぽく斜線を入れている場所が雑種地部分です。

別添資料 2 の 11 頁と 12 頁が現地写真です。頁をめくって頂き、13 頁目が農地区分決定の資料、14 頁目が公図、15 頁が現況平面図、16 頁が計画平面図、17 頁が土地利用計画図です。18 頁が新設道路の縦断図。

左側が南のアロハホール側、右側が北の役場の方側と云う事になります。傾斜は北側、役場の 方側に向かって下がっていると云うものでございます。

19 頁と 20 頁がそれぞれ宅地造成の横断図、21 頁がアロハホール側から水路を渡る進入路の計画図です。ですので、アロハホール側から北側の集落の中の道路まで、ずっと抜ける道路を作ると云う計画と云う事になっております。

22 頁から 29 頁までが、それぞれ区画の 1 から 4 までの建物平面図と立面図でございます。

申請者は、はわい長瀬地内で建売分譲地を探していたところ、今回の申請地を適地として選定したものです。本申請の転用計画については、汚水は公共下水道へ接続し、雨水排水は新設道路の側溝へ排出し、北側の既設道路側へ排出されるため、雨水による申請地南側の水路への土砂流出の恐れはありません。また、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

と云うことで、以上、番号1、番号2とも、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。

はい、ご苦労様でした。ちょっと資料が見難いな。私だけかな、見難いのは。はい、それでは 説明が終わりましたので、本案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。代表致 しまして、谷岡委員報告をお願い致します。

それでは報告します。本日午後1時に、長谷川会長、蔵本職務代理、中村委員、河井推進委員、 事務局2名、私とで計7名で現地を確認して参りました。

初めに、番号1のはわい長瀬 ですが、現地の状況は、羽合砂丘の畑の東すみにあたるところで、東側は雑種地、北側は宅地、南側は不作付けの農地に隣接しています。申請地は写真でも分かります様に耕作されていませんでした。転用計画は、2軒の建売住宅の建設という事ですが、先ほどの事務局の説明に有りましたように、雨水は地下浸透と云う説明をされました。砂地

議長

谷岡委員

議案第8号 非農地の現況証明について なので、雨による周辺への土砂の流出の恐れはないと考えます。周りの農地への日照の支障も無い様ですので、申請地が民家の隣であることを考えれば、この転用計画を認めることについて問題は無いと考えます。

続いて番号 2 のはわい長瀬 ですけども、現在は写真でも分かります様に隣接する農地はありません。雨水排水も、事務局の説明にありましたように、道路側溝で北側へ流れる計画のため、南側にある水路へは土砂の流出はありません。そう云ったことから、番号 2 につきましても、建売住宅の転用申請を認めることについて問題ないと考えます。以上です。

ご苦労様です。それでは説明並びに報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆 さんの方から質疑はございますか?はい、横川委員、どうぞ発言してください。

5 番横川です。資料 2 の 11 を見て頂けますでしょうか? そこの右側の上の図ですね。この赤い筆の所に、手前の方ですね。右上の写真です。もう既にアスファルト舗装がしてあるんですけど。これは元々こう云う風になっていたのでしょうか?

はい、説明をお願いします。

はい。元々なっていたと云うか。あの界隈は漸進的に建売住宅が、どんどんどんどん増えてきたと云うことがあります。この度の申請地の北側は、ずっと前から住宅造成の計画があって、家の接続道路として整備をされていたもので、以前からアスファルト舗装が出来ていたものであります。

はい分かりました。ありがとうございます。

はい、その他にございませんか?

ございませんか?それでは採決を行います。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請」 について、採決を行います。申請どおり認めることに、ご異議なしと認める方、挙手をお願い致 します。

《全員賛成》

はい、全員の方でございますので、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり当委員会では認めることとし、鳥取県知事の方へ進達を致します。

続きまして進行致します。議案第8号「非農地の現況証明について」をお諮り致します。それでは説明をお願いします。

議長

横川委員

議長

事務局

横川委員 議長

事務局 議案第8号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第2条第1項に規 定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であるこ との証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は5-1頁と別添資料2の30頁) 番号1 申請人 米子市●●、土地の所在 大字 上浅津――、地目 台帳 田、現況 原野、面 積70 m。昭和40年代に、父の代で耕作を止め、現在に至るものです。 頁をめくって頂き、5-1 が航空写真による位置図です。運転免許センターと池辺りの県道との 間の十地でございます。現地の写真は、お手元に配布しています別添の資料 2、30 頁の右側の写 真でございます。 (資料は5-2頁と別添資料2の30頁) 番号2 申請人 宇谷●●、土地の所在 大字 宇谷——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積408 m。先代が所有していた時代に耕作を止め、20年以上放置され原野化しているものであります。 頁をめくって頂き、5-2 が航空写真による位置図です。写真下側の左右に伸びている道が国道 9号で、左側の縦の道が9号線の点滅信号の所から海に向かう道でございます。現地写真は別添 資料2の30頁左側であります。

(資料は5-3頁と別添資料2の31.32頁)

番号3 申請人 白石●●、土地の所在 大字 白石──、地目 台帳 田、現況 宅地、面積 716 ㎡。平成9年頃に農業用倉庫・車庫を建築し、現在に至るものです。

頁をめくって頂き、5-3 が航空写真による位置図で、現地写真は別添資料 2 の最後 2 頁、31 頁と 32 頁であります。以上であります。

はい。説明が終わりましたので、それでは、これも現地に出向いて確認を行っております。谷 岡委員の方から、報告をお願い致します。

報告します。まず、番号1の上浅津の現地は、運転免許センターの東隣で、長いこと手が掛けられておらず、写真でも分かる様に、周りの土地も同じ様に草に覆われていました。面積が 70 ㎡と狭くて、周囲の状況から、仮に農地へ復元できたとしても継続して耕作して行くことは困難だと思われます。そうしたことから、非農地として認めることはやむを得ないと思われます。

続きまして番号2の宇谷の土地ですが、南側と西側には家が建っていまして、東側は丘の斜面

議長

谷岡委員

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に ついて

が迫っている場所で、日当たりが悪そうでした。この場所についても、20 年以上農地として利用されていませんし、農地として活用するには条件が悪いため、非農地として認めることはやむを得ないと思われます。

続いて3番の白石の土地ですが、ここの場所は平成9年頃に農業用倉庫等を建てた時に宅地化 していて、それから20年以上経過しているため、非農地として認めることはやむを得ないと思 われます。以上です。

はい、ご苦労様です。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか?質疑はありませんか?それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第8号「非 農地の現況証明」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。

《全員替成》

はい、全員の方でございますので、議案第8号「非農地の現況証明」につきましては、申請ど おり認めることと致します。

続きまして、議案第9号に入ります前にお知らせを致します。議事参与の制限がございます。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によりまして、蔵本孝広職務代理は退席をお願い致します。

(蔵本孝広職務代理 退席)

それでは審議を続行致します。議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を審議致します。説明をお願いします。

議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成30年5月15日です。

(資料は6-1頁から6-3頁)

頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 6、貸し人 14 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 3 件で 5,748 ㎡、3 年以上 6 年未満が 8 件で 17,432 ㎡、6 年以上 10 年未満が 2 件で 6,867 ㎡、10 年以上が 1 件で 1,175 ㎡です。

設定作物等面積は、水田として利用が 27,140 ㎡、転作田として利用が 2,334 ㎡、普通畑として利用が 1,748 ㎡、利用権設定面積率は 0.238%です。

議長

事務局

「利用権設定面積率」の分母の「実施地区内農用地面積」は、これまでは農業振興地域整備計画から拾った 1,394ha を使っておりましたけれども、H29年度に農振の見直しがありましたので、この際 4 月からは県が公表しています統計数値を適用するよう見直しまして、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値を適用していますので、ご承知をお願いします。と云う事で 1,310ha を分母として用いております。

詳細については次の頁 6-2 と 6-3 の各筆明細一覧をご覧いただけますでしょうか。なお、各筆明細 6-3 頁の整理番号 10 から 14 までが中間管理事業分でございます。

「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。

はい、ご苦労様です。それでは皆さん、各筆明細をご覧頂きまして、お尋ねがございましたら、 どうぞ挙手をして頂いて、お尋ねをしてください。しばらく時間を取ります。

目通しをして頂いたと思いますが、どうですか?お尋ねありますか?

整理番号11は、久見のどのあたりだろう?

松崎駅の裏手の所。

今やっている所かな?

そうです。あの界限がね、中興寺の大字と久見の大字が、結構入り組んでおりまして。東郷川に近い所になると田畑があるし、引地があるし、と云う事。ちょっと入り組んだような場所になるんですけれども。駅に近い所は、久見と中興寺の用地があって、この度出ているのは中興寺の土地と云う事になります。

何か事情があったのではないか?これは。この分が1筆遅れたと云うのは。その辺をちょっと 説明してあげて。

補足して説明させて頂きますが。今お話をしておりますのが、6-3 の整理番号 11 の中興寺――の用地の話でございまして。松崎駅南側の梨団地のやつ。利用権の関係は既にもう総会の方に掛けさせて頂いておるんですけれども、この農地についてだけは、たまたま地権者の方が最近亡くなられまして、相続登記が終わったからと云う事でこの度載って来たものであります。そう云った事情がありまして、他のものとは別でやっております。

山本正義推進委員 事務局

山本正義推進委員

事務局

山本正義推進委員 議長

事務局

議長

議長 お分かりになりました?山本さん。足並みが揃わないのは、そう云う事情があったと云う事で す。その他にございますか?無い様でございますので、それでは採決を行います。 ちょっと待ってください。 山田推准委員 はいどうぞ。山田推進委員どうぞ。 議長 山田推進委員 例の梨団地の所、完璧に100%行ったかな? 議長 それは把握できるかな?ここで。 あの、完璧と云う意味がどういう意味なのか。 事務局 こんなのが、また出てくりゃせんかと。 山田推進委員 事務局 予定していた所。地主さんにご了解頂いた所の分については、これが最後でございます。残念 ながら物別れと云いますか、ちょっと貸し出しは出来ないと云う所は除いた所での話ですから。 当初計画していた所とは、随分形状がね、変わって来ているのは事実であります。 山田推進委員 はい。 議長 それじゃあ、もう一度繰り返しますが、その他にございますか?良いですか?はい。それでは 無い様でございますので、採決を行います。議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」 でございますが、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。 《全員替成》 全員の方でございますので、議案第9号につきましては、申請どおり認めることと致します。 ちょっと休憩をします。 (蔵本孝広職務代理 着席) 議案第10号 それでは会を続行致します。議案第10号に入ります前に、皆様にお知らせを致します。議事 農用地利用配分計画の策定に 参与の制限がございまして、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定によるものでござ ついて います。従いまして山上真治委員は退席をお願い致します。 (山上委員 退席) それでは会を続行致します。議案第10号「農用地利用配分計画の策定」について、審議を致 します。説明をお願いします。 事務局 議案第 10 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配

分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、

5 報告事項 報告事項 第2号 農地転用現況確認状況につい て 本委員会の意見を求めるものです。

(資料は別添資料3)

農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料3」の2頁目をご覧ください。

番号 1 と番号 2 これが、権利の設定を受けるものは、田後 株式会社●●、権利を設定する 農地は一覧表に記載の8筆で、番号 1 の契約期間が9年 7 か月のものが2筆、合計面積は2,346 ㎡。番号 2 の契約期間が4年 7 か月で6筆、合計面積は2,432 ㎡です。権利の種類は、それぞれ 使用貸借で、水稲栽培です。

番号 3 権利の設定を受けるものは、鳥取市 株式会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の土地で、面積は1,159 m²、契約期間は5年7か月です。権利の種類は、賃貸借で反当2,000円。 枝豆栽培であります。

番号 4 権利の設定を受けるものは、北栄町 株式会社●●、権利を設定する農地は一覧表に記載の土地で、面積は 2,979 ㎡。契約期間は 2 年 7 か月です。権利の種類は、賃貸借で反当 5,000円。水稲栽培です。以上であります。

はい。今説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。皆さん、質疑はございますか? はい、ございませんね?無い様でしたら採決を行います。議案第 10 号「農用地利用配分計画の 策定」につきまして、原案どおり認めることにご異議の無い方は、挙手をお願い致します。

《全員替成》

全員の方でございますので、議案第10号は原案どおり認めることと致します。

暫く休憩します。

(山上委員 着席)

審議を続行致します。議事が異常で終結致しました。

それでは報告事項をお願いします。

報告事項第2号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願が提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。

番号1 転用者(届出人) 野花●●、土地の表示 大字 長和田――、地目は畑、面積 500 ㎡、 転用目的は一般個人住宅、許可指令年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は平 成 30 年 4 月 11 日、調査結果は 4 月 10 日基礎工事完了です。

議長

事務局

		番号2 転用者 田後●●と▲▲、土地の表示 大字 田畑――、地目は畑、面積 491 ㎡、転用
		目的は一般個人住宅、許可指令年月日及び番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は平成
		30年4月13日、調査結果は4月13日基礎工事完了です。以上であります。
	議長	はい。何れの報告事項につきましても必要書類、完備しております。事務局長専決で処理をし
		ておりますので、ご報告を致します。念のためお尋ねがございましたらどうぞ。よろしいですか?
報告事項 第3号		はい。それでは続いてお願いします。
公共事業の施行に伴う農地転	事務局	報告事項第3号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公
用報告について		共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。
		(資料は9-1 頁から9-3 頁)
		番号1 届出人 倉吉市 ●●有限会社、土地の所在 大字 久見――、地目は台帳 田、現況 畑、
		面積 1,316 ㎡の内 450 ㎡であります。附記の方ですけれども、工事の所管課は、鳥取県中部総合
		事務所県土整備局 河川砂防課。工事名は、東郷川単県維持修繕工事。転用目的は、工事資材置
		き場で、土砂の仮置き場、材料の置場、仮設トイレです。工期は、平成30年4月9日~8月7
		日までで、農地復元のための期間を含みます。
		次の頁、9-1 頁が航空写真による位置図、9-2 頁が工事場所と借地箇所の位置図でございます。
		それから 9-3 頁が仮設配置図です。以上でございます。
	議長	報告事項第3号につきましては、公共事業の施行に伴う。河川の改修工事でございます。これ
		も報告事項でございますので、ご承認を頂くと云う事になりますけども、もしお尋ねがございま
		したらどうぞ。はい、それでは進行します。
報告事項 第 4 号		続きまして、報告事項第4号。お願いを致します。
認定電気通信事業者が行う中	事務局	報告事項第4号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について」
継施設等の設置に伴う農地転		説明します。次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第16号に規定す
用報告について		る中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。
		(資料は 10−1 頁から 10−5 頁)
		番号1 届出人 広島市 ●●株式会社。土地の所在 大字 上浅津――、地目は台帳・現況と
		 も畑、面積 401 ㎡の内 14.5 ㎡。事業概要等は附記のとおりで、中継施設を新設するものです。
		工期は平成30年6月1日~7月31日まで。権利設定は賃貸借であります。
認定電気通信事業者が行う中 継施設等の設置に伴う農地転		番号1 届出人 倉吉市 ●●有限会社、土地の所在 大字 久見──、地目は台帳 田、現況 畑、面積1,316 ㎡の内 450 ㎡であります。附記の方ですけれども、工事の所管課は、鳥取県中部総合事務所県土整備局 河川砂防課。工事名は、東郷川単県維持修繕工事。転用目的は、工事資材置き場で、土砂の仮置き場、材料の置場、仮設トイレです。工期は、平成 30 年 4 月 9 日~8 月 7 日までで、農地復元のための期間を含みます。次の頁、9-1 頁が航空写真による位置図、9-2 頁が工事場所と借地箇所の位置図でございます。それから 9-3 頁が仮設配置図です。以上でございます。報告事項第 3 号につきましては、公共事業の施行に伴う。河川の改修工事でございます。これも報告事項でございますので、ご承認を頂くと云う事になりますけども、もしお尋ねがございましたらどうぞ。はい、それでは進行します。続きまして、報告事項第 4 号。お願いを致します。報告事項第 4 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。(資料は 10-1 頁から 10-5 頁)番号 1 届出人 広島市 ●●株式会社。土地の所在 大字 上浅津──、地目は台帳・現況とも畑、面積 401 ㎡の内 14.5 ㎡。事業概要等は附記のとおりで、中継施設を新設するものです。

6 その他	議長 事務局 議長 事務局	頁をめくって頂きまして、10-1 頁が航空写真による位置図。丁度、田後の方から浅津へ向かって来る道、分かれ道の別れた所ですけれども。10-2 頁が届出書に添付の位置図。10-3 頁が敷地平面図で土地利用計画図。10-4 頁が中継施設の配置図。10-5 頁が立面図であります。以上です。 はい、ご苦労様です。第4号につきましては、中継施設等の設置に伴う農地転用の届け出でございます。届け出で済むと云う様な事でございますので、これを報告事項として終了させて頂きます。お尋ねはございますか?無い様でございますので、進行させて頂きます。以上で報告事項を終わります。 続きまして、その他に入ります。その前に何かありますか?事務局から。いや。その他で大丈夫です。 6月の定例総会でございます。この事につきまして、ご審議をお願い致します。それでは説明をお願い致します。 ○6月定例総会 6月8日(金)午後3時00分より ○湯梨浜町都市計画審議委員会委員の推薦について 山下 昇 委員を推薦することに決定 ○「平成29年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」(案)と 「平成30年度目標及びその達成に向けた活動計画」(案)について ○ В 分類の非農地認定について
7 閉会	議長	○ 農地パトロールの日程変更について変更後:7月26日(木)以上をもちまして、総会を終了します。
		(閉会 午後5時26分)